

## 平成 29 年度 島原地域広域市町村圏組合 高齢者体力づくり教室受託事業所募集要領

本組合では、平成 29 年度高齢者体力づくり教室の受託事業者を下記のとおり募集します。

### 1. 趣旨

この要領は、構成市において実施する高齢者体力づくり教室を受託する事業所を選定するために実施する受託事業所の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 募集対象

島原市、雲仙市又は南島原市に所在する ~~介護~~ 事業所で、委託事業を的確に遂行するに  
たる能力を有する者とする。(平成 29 年 3 月 31 日赤字部分削除)

### 3. 目的・利用対象者・実施回数及び参加者数・実施方法

別紙、仕様書のとおり。

※教室 1 回あたり 2 時間程度とする。

### 4. 実施期間

平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月

※期間中に全 10 回の教室を 1 クールとして実施する。

### 5. 開催予定教室数

全 29 教室

※複数の会場を申込みすることもできます。

※複数の生活圏域を申込みすることもできます。

※すべての日常生活圏域（島原市 7 地区、雲仙 7 地区、南島原市 8 地区）で 1 カ所  
ずつできるよう調整いたします。

### 6. 委託単価

委託単価	実施回数
27,000 円/回（消費税等含む）	1 クール 10 回

委託単価には、人件費、傷害保険料、消耗品費、印刷費、通信運搬費、会場使用料、教材費等教室実施に係る全ての経費を含む。

委託料は教室（1 クール）終了後に事業報告とともに当組合に請求するものとし、当組合は正当な請求のあった日から起算して 30 日以内に事業者へ直接委託料を支払うものとします。

## 7. 応募の留意事項

- (1)応募書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2)応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募書類を無効とする。
- (3)提出された応募書類は返却しない。

## 8. 応募申込み

応募は島原地域広域市町村圏組合 平成29年度高齢者体力づくり応募申込書に記入し提出すること。

申込書の提出期限 第1次締切 平成29年3月31日(金) 午後5時まで  
第2次締切 平成29年4月14日(金) 午後5時まで  
第3次締切 平成29年4月28日(金) 午後5時まで

\*第一次応募締切までに提出され採用された事業所は広報誌5月号へ掲載予定です。

申込書の提出先 下記、問合せ先と同じ

## 9. 応募後の流れ

①当組合が後日指示する期限までに、事業所は要領及び仕様書に沿った教室内容を計画し、事業計画書を本組合へ提出する。

※事業計画書は1地区ごとに作成するものとする。

②当組合が事業計画書を受領し、必要に応じてヒアリングまたは実地調査を行なう。

※申込多数の場合は計画書等の審査により決定する。

※当組合が事業の目的を達成できないと判断した事業者については、委託契約候補事業者として選定しない。

③当組合が選定結果を応募団体に通知し、委託契約を結ぶ。

## 10. 決定後の教室参加者の募集及び周知について

教室参加者の募集は受託団体が行うものとし、募集にあたり周知を行う際は、島原地域広域市町村圏組合からの受託事業である旨が分かるようにすること。

注意：教室に参加できる方は組合の構成市に住所を有する第1号被保険者です。

## 11. 問合せ先

〒859-1492

長崎県島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所有明庁舎 3階

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

TEL (0957) 61-9102 FAX (0957) 61-9104

## 平成29年度 高齢者体力づくり教室実施委託仕様書

島原地域広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が実施する高齢者体力づくり教室の実施委託は、この仕様書による。

### 1. 目的

高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者等に対し様々な施設を活用し、通所により各種サービスを提供する高齢者体力づくり教室（以下「教室」という。）を行い、健康保持増進はもとより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることを目的とする。

### 2. 利用対象者

この教室の利用対象者は、組合の構成市に住所を有する第1号被保険者とする。

### 3. 実施回数及び参加者数

事業の実施回数及び参加者数は、次のとおりとする。

実施回数	1クール10教室
参加者数	5-20人程度

※各教室は5名以上の参加をもって開催するものとする。

### 4. 実施方法

#### (1)実施者について

教室の実施は、保健師、看護師、介護福祉士、介護職員、運動指導員、レク指導員、介護予防事業に3年以上の実務経験がある者が実施担当者とし、指導にあたるものとする。また、実施する教室の内容に精通した者を講師として依頼することができる。

※補助者として、地域のボランティア等を活用することができる。

#### (2)実施内容について

体力づくりの時間が50%以上ある講座の開催

※教室開始前には、毎回、健康チェックを実施するものとする。

※教室内容については、実施者で企画・立案すること。

(3)参加者の募集及び周知について

参加者の募集及び教室の周知については実施者が行うものとし、募集及び周知にあたりチラシまたはその他の媒体を使用する際は、組合からの受託事業である旨を明記するものとする。

(4)実施場所について

公共施設での実施を原則とする。ただし、組合が現地確認を行い他の事業と分けて実施できると判断した場合に限り、公共施設以外でも実施することができる。

(5)その他

教室参加費は無料とする。ただし、食材料費または個人的教材等については参加者の実費負担とし必要に応じ徴収すること。

5. 委託料

委託料には、人件費、傷害保険料、消耗品費、印刷費、通信運搬費、会場使用料、教材費等教室実施に係る経費を全て含む。

6. 留意事項

- (1)教室の実施に必要な記録表（参加者名簿、実施計画及びその他資料）を整備するものとする。
- (2)教室に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分するとともに経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。
- (3)教室の実施は対象者の意向等に十分配慮し、一方的な指導とならないようにする。
- (4)事故防止のために十分な注意を払うとともに、参加者の安全性を十分に考慮し、緊急時にも対応できるよう体制を整備することとする。なお、実施者は参加者に対し傷害保険等を掛けることとする。
- (5)教室を実施するにあたっては利用者の人格を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。